

平成 27 年度

第 2 回

財政援助団体等監査報告書
(その 1)

財政援助団体

福生市消防団

所 管 部 課

総務部 安全安心まちづくり課

福 生 市 監 査 委 員

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

財政援助団体

- ・福生市消防団

所管部課

- ・総務部 安全安心まちづくり課

3 監査の範囲

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）に執行された福生市消防団活動交付金について

4 監査の期間

平成27年12月7日から平成28年1月13日まで

5 監査の重点

所管部課

- ア 補助金等の目的、基準等は法令等に適合しているか
- イ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容について
- ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等について
- エ 補助金等交付団体への指導・監督について
- オ その他補助金等の関連事務事業について

財政援助団体

- ア 補助金等の交付申請・実績報告書等の事務の執行状況について
- イ 補助金等に係る収支の会計経理等について
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、効果が上がっているか

第2 交付金及び交付団体の概要

1 目的

交付金を交付することにより、消防団活動の充実を図り、もって消防団組織の円滑な運営及び強化に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

福生市消防団の本部及び第1～第5分団の運営

- 3 団体の名称・代表者
福生市消防団
 団長 瀬古 毅
- 4 交付金額
福生市消防団活動交付金 4,500,000 円
- 5 交付の根拠
福生市消防団活動交付金交付要綱

第3 監査の結果

団体が行っている交付対象事業について、交付金申請書類、その他の資料により、交付金の算定は適正に行われているか、交付金の使途は適切か等について試査により監査を行った結果、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

指摘事項

(1) 領収証の整理について

本部会計では、領収証がのり付けされておらず整理がされていなかった。

また、自動販売機で購入したもの以外で領収証がないものもあり、経費の具体的な使途が確認できないものがあった。

領収証は補助金の使途先を示すものであるから、適正に整理されたい。

平成 27 年度

第 2 回

財政援助団体等監査報告書 (その 2)

財政援助団体

社会福祉法人 福生市社会福祉協議会

所 管 部 課

福祉保健部 介護福祉課

福 生 市 監 査 委 員

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

財政援助団体

- ・社会福祉法人 福生市社会福祉協議会

所管部課

- ・福祉保健部 介護福祉課

3 監査の範囲

平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)に執行された福生市社会福祉協議会に対する福祉活動専門員補助金、ボランティア活動推進事業補助金、在宅福祉活動事業補助金について

4 監査の期間

平成27年12月7日から平成28年1月14日まで

5 監査の重点

所管部課

- ア 補助金等の目的、基準等は法令等に適合しているか
- イ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容について
- ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等について
- エ 補助金等交付団体への指導・監督について
- オ その他補助金等の関連事務事業について

財政援助団体

- ア 補助金等の交付申請・実績報告書等の事務の執行状況について
- イ 補助金等に係る収支の会計経理等について
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、効果が上がっているか

第2 補助金及び交付団体の概要

1 目的

地域に密着した福祉事業に取り組み、住民参加による地域福祉活動を推進し、地域福祉の増進を図る。

2 事業の内容

(1) 福祉活動専門員補助金

福祉活動専門員を設置し、調査・企画等の実施及び指導を行い、地域福祉活動を推進する。

- (2) ボランティア活動推進事業補助金
ふっさボランティア・市民活動センターを運営し、福祉分野におけるボランティア活動の拡大を図る。
- (3) 在宅福祉活動事業補助金
電動リフト付きの車両の維持管理費及び事務費を補助し、歩行が困難な高齢者等を対象に移送サービスを実施する。

3 団体の名称・代表者
社会福祉法人 福生市社会福祉協議会
会長 秋山 美左江

4 補助金額

福祉活動専門員補助金	5,040,034 円
ボランティア活動推進事業補助金	12,455,000 円
在宅福祉活動事業補助金	962,503 円

5 交付の根拠
福生市社会福祉法人に対する補助金の交付の手続に関する条例
福生市社会福祉法人に対する補助金の交付の手続に関する条例施行規則
福生市補助金等交付規則

第3 監査の結果

団体が行っている補助対象事業について、補助金申請書類、その他の資料により、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて監査を行った結果、一部を除き、補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められた。

なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

指摘事項

(1) 補助金交付請求書様式の誤りについて
補助金交付請求に係る様式は、福生市社会福祉法人に対する補助金の交付の手続に関する条例施行規則第4条（別記様式第1号）を用いるべきところ、福生市補助金等交付規則第7条（別記様式第1号）での交付請求となっている。
正しい様式での交付請求とされたい。

(2) 補助金の算定誤りについて（福祉活動専門員補助金）
実績報告書の決算額に誤りがあったため、補助金交付額が正しく算定されていないかった。

この補助金が含まれる団体での経理区分は、地域福祉事業経理とあり、この補助事業を含め、全部で4事業からなる経理区分である。市へ提出された予算、決算書は補助対象事業費だけ抜き出したものであったため、他の3事業の決算書と合算したところ、4事業合算の地域福祉事業経理区分と合致せず、この補助金の決算額の誤りが判明したものである。

所管部課は、団体に対し、過大交付となっている補助金を速やかに返還されるよう求められたい。

また、補助金が含まれた経理区分の中で、補助対象事業以外の事業があるときは、それぞれ個別の決算額を出し、合算額とその経理区分全体の額が合致しているか確認するよう団体へ指導すると同時に、所管部課でも確認し、補助金の算定に誤りがないようにされたい。

(3) 補助金交付申請書等における補助対象事業費等の記入誤りについて（ボランティア活動推進事業補助金）

補助金交付申請書等において、補助対象事業費は補助金と同額が記載されていたが、関係資料を見ると補助対象事業費は、補助金交付額金以上であることが確認された。

また、事業費の財源欄についても補助金額の記入のみで正しい記載とはなっていないかった。

所管部課は、交付申請段階で正しく記入するよう団体に指導すると同時に、添付されている資料を確認し、適正に交付決定されたい。